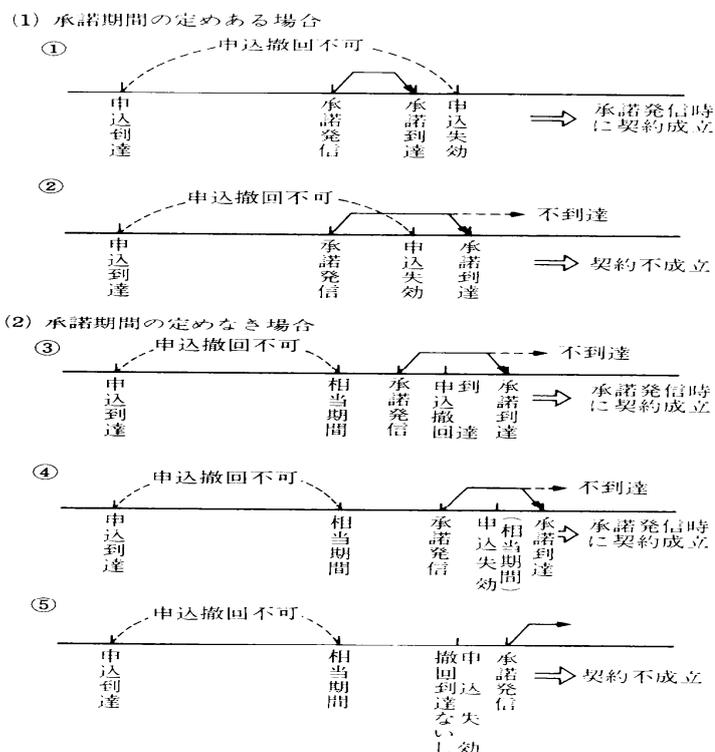


第5回講義の補足説明

2011/10/14

10関連

藤岡康宏ほか『民法Ⅳ債権各論〔第3版補訂版〕』（有斐閣、2009年）[磯村保]の整理図が良くできていますので（ただ縦書きを左の行から読ませるのは不自然）、参考までに掲載します。



11関連

10月2日に届いた教材を汚損した場合にはどうなるかとの補足的質問がありました。この場合も、購入義務はありませんが、14日以内に返送請求（費用は業者負担）があると返還しなければならず、業者の所有権を侵害する不法行為責任を負うことになります。ただ、その損害額は汚損した教材と同じものを作成する費用程度になるでしょう。包装が不備だったことなども汚損の原因となれば、さらに過失相殺による減額もありえます。

18関連

(1) まずお詫びと訂正。問題文を簡略化したときに提供の文字が落ちてしまっていました。同時履行の抗弁権（533条）の文言に忠実に解すると、「引き渡すまでは」ではなく、「引渡し提供をするまでは」と訂正しなければなりません。ご指摘をありがとうございます。

(2) 弁済期（履行期という表現も同義。一般に、債務者の給付行為からみたものが履行、同じ事象を債権債務の消滅原因からみたものが弁済です）と遅滞の関係がわかりにくいとの質問がありました。思い出すと、そのおりの説明が必ずしも適切でなかったかもしれないので、今一度

説明し直します。本問のように弁済期の定めがない場合には、債権発生時から直ちに請求ができますが、請求を受けたのに履行しないときに初めて遅滞となります。請求される前は遅滞にはなりませんし、責任も生じません。

(3) 問題文を少し変形して、代金の支払時期だけが定まっていたらどうなるでしょう。

目的物の引渡債務の弁済期の定めがなければ、買主は直ちに履行を請求できますから(412条3項)、引渡債務が先履行となるのではないかと、との疑問が生じるかもしれません。たしかに、代金支払期日前に買主が目的物の引渡しを請求してきた場合には、売主は同時履行の抗弁権を主張できません(533条ただし書)。しかし、代金支払期日以後に初めて引渡請求を受けた場合には、その時に弁済期が到来したのであり(つまり、引渡しが先履行ではない!)、売主は、代金支払との同時履行を主張できます。さらに、設問のように、逆に売主が代金支払請求をしてきたのなら、代金支払期限前にはそもそも支払いを拒絶できますから、問題文のような事態は、代金支払時期後に売主が代金を請求してきた場合にのみ問題になります。この場合にも、買主は、買主は同時履行の抗弁権を主張できます。いつでも引渡しが請求できるわけですから、代金が先払いにはなりません。

要するに、先履行の約定があるというのは、契約の性質や当事者の意思表示によって、いずれか一方の債務の弁済期が先に来る場合のことを言います。たとえば、引渡期日が代金支払期日より1か月早く定められている場合です。変形設例では、引渡期日が決められていないので、買主の請求の時期次第で、その履行時期は、代金支払期日と同時かそれより後になります。

19関連

(1) 売主が同時履行ではなく期限未到来の抗弁を出せる場合に、その抗弁が主張されれば、買主の請求は原則として棄却されます。ご指摘はもっともです。ただ、19は同時履行の抗弁権の性質に焦点を当てているので、そこに出てきていないあらゆる抗弁まで考えないといけないとすると荷が重いので、そこまで考える必要はないというのが問題の趣旨でした。

(2) 潮見『債権各論I』25頁では行使効果説、26頁では存在効果説となっているのはどういう根拠での使い分けなのかとの質問がありましたが、問い合わせ中でお答えがあり次第、追補します。

20関連

(1) 解除の546条の適用ないし類推適用ではダメかとの質問がありました。無効・取消しと解除は、同じ契約の清算といっても、一方が当初から効力に問題がある場合、他方が当初は完全に有効な契約である場合という違いがあり、適用はできません。これに対して、同条の類推適用は考えられますが、準用規定の類推適用という七面倒な表現よりは、最初から533条の類推適用の方がスッキリします。なお、本来の適用場面以外に同趣旨のルールを横滑りさせる場合につき、法規定でそれを行うときを準用、解釈で行うときを類推適用とするのが一般的な言葉の使い方だと思いますが、徹底はしていません。

(2) 無効であれば物権行為の無因性を認めないわが国の判例・通説では、売主は所有権に基づく主張ができます。この主張に対する買主の対応の仕方は2種類あります。

①おそらく多数説ですが、(無効な場合も含めて) 契約関係という特別な関係にある当事者間では、裸の所有者と占有者の一般的な物権法的規律より、契約の規律が優先すると考えて、所有権の主張に対しても、買主は給付の相互返還の同時履行を主張できるとします。

②物権関係と債権関係が相互に無関係であるとする考え方を徹底すると、買主は所有権に基づく返還請求に対して、同時履行の抗弁を出すことはできません。しかし、この考え方で、買主は留置権を主張することで、結果的に同時履行が確保される形(正確には引換給付)になります。

21 YがXに原油100バレルを売却する契約が締結されたが、この契約では、代金支払時期は、Yからの原油引渡しのか月後とされていた。契約直後に、Xが取引先倒産のあおりを受けて流動資金不足(倒産の一手手前の状態)に陥っても、~~Yは、Xの原油の引渡請求を拒絶することはできない。~~

判例で明確に認めたものはありませんが、学説の多くは、このような場合、信義則に基づき、履行の担保が提供されるまでは、先履行を拒絶できるとする**不安の抗弁権**を認めています。

22 Aは、10月1日にXとの間で、ある記念日である10月10日に「10月10日のA」という肖像画を20万円で描いてもらう契約をしたが、病気で当日Xのアトリエに行けず、翌日急死した。XはAの相続人Yに対して代金20万円を請求できない。これは、危険負担における~~債権者主義~~の適用の結果である。

双務契約では債権者と債務者が両方にいますので、用語法を混乱しないようにしてください。危険負担の危険は対価危険と呼ばれ、履行不能になった債権と対価関係にある債権の運命がどうなるかを問題にする制度です。にもかかわらず、債権者主義・債務者主義という場合には、履行が不能になった方の債権の債権者・債務者を指しています。これが混乱の元凶です。

本問の場合、給付内容は、特定物に関する物権の設定または移転ではありませんので、原則である536条1項の債務者主義が適用され、履行不能になった肖像画を描く債務の債務者Xは、代金を請求できません。

債権者主義を混乱しないように、売買を典型と考えて、534条は、買主危険負担主義と表現すると良いでしょう。

23 特定物売買で、目的物が売主の責めに帰すことのできない事由により滅失した場合でも、民法の条文によれば、買主は代金を支払わなければならない。これに対して、目的物の滅失が、売主の責めに帰すべき事由による場合には、~~買主の代金支払義務は当然に消滅する。[基本]~~

第1文は534条1項の適用そのもので正しいですが、第2文は誤っています。売主の特定物給付義務は、損害賠償債務として存続します。代金債務には直ちに影響しません。買主が代金の支払いを免れようと思えば、543条で契約を解除する必要があります。代金既払いの場合などは、買主は、通常、解除の意思表示をせずに、履行に代わる填補賠償を求めることになります。

24 学説では、民法534条は、不合理な結果を生じる~~強行規定~~であると認識されており、二重売買や他人物売買の場合には適用しないという制限解釈を行う見解のみならず、買主が所有権を取得する時点あるいは所有権に係るなく引渡し等によって買主が管理可能性を取得する時点以降にしか適用しないとの解釈が有力である。

534条は、当事者に特約がない場合の標準ルールである任意規定です。これと異なる特約が多用されています。第1文の以下の記述は正しく、534条と異なる特約がない場合に、不合理な標準ルールを適用しないための努力です。蚊取り線香事件（最判昭24・5・31民集3巻6号226頁）は言葉のうえでは同条をそのまま適用していますが、事案との関係では疑問視されています。

25 民法536条2項は、~~受領遅滞の効果として~~危険が債権者に移転することを定めた規定である。

むしろ責に帰すべき履行不能を問題にしています。受領遅滞に帰責事由が必要かどうかには争いがあります。後に債権総論の個所や弁済の個所で取り上げます。

26 第三者のためにする契約は、受益者が受益の意思表示をしたときに~~成立する~~。受益者は、受益の意思表示をすることにより、諾約者に対する直接の請求権を取得する。[第2文は元の問題文が、日本語として見苦しいので修正しました]

第三者のためにする契約でも、契約自体は要約者と諾約者の合意で成立します（参考資料の図の赤い楕円で囲んだもの）。第2文のように、受益者の受益の意思表示によって、直接に諾約者（537条1項の「債務者」）に対する給付請求権が取得できるところに特徴があります（537条）。要約者・諾約者という用語に慣れましょう。諾約者は受益者に対する債務を負うことを応諾していますし、要約者は、そのような約束の履行を要求する権利を有するのです。

27 供託や未成年者のために親が結ぶ在学契約は、第三者のためにする契約の一種である。

正しい。供託は、第三者（債権者）のためにする寄託契約と考えられています。第三者のためにする契約の典型としては、未成年者のために親が病院と結ぶ診療契約、学校と結ぶ在学契約などを考えれば良いでしょう。なお、最判昭43・12・5民集22巻13号2876頁は、電信送金契約は、受取人のためにする旨を欠くうえ、仕向銀行からの指図が被仕向銀行に到着するまでは支払いを拒絶できるし、送金依頼人は受取人の受領までは指図を撤回できる（組戻しという）ができるとの慣行があり、第三者のためにする契約の規律とは異なるとしています。似ているがそうでない例としてよく引き合いに出されます。

28 第三者のためにする契約で、受益者が履行を請求したのに諾約者が履行をしないときは、要約者も~~受益者も契約を解除することができる~~。

受益者は履行請求権を取得するだけで、受益者には契約上の地位が移転するわけではありませんので、解除権・取消権は要約者が有しています。要約者は、受益者に給付するよ

う諾約者に求める履行請求権をもち、だからこそその債務不履行を理由に解除することもできます。

29 第三者のためにする契約で、受益者と要約者との関係を、~~補償関係~~と言う。受益者からの請求に対し、諾約者は、要約者に対して主張できた抗弁で対抗できる。

参考資料の図を参照。受益者・要約者関係は、対価関係とか原因関係と呼びます。第三者のためにする契約を結ぶ原因となっている関係です。ちなみに、補償関係とは、要約者・諾約者間のことです。諾約者が第三者に対して行う給付は、通常は無償のものではなく、要約者が諾約者に料金等を支払うことで補われています。諾約者・受益者間は、給付関係とか出捐関係と言います。第2文は539条の明文のとおりです。539条の債務者も諾約者を意味します。

30 物品運送契約が民法上の第三者のためにする契約であるかどうかについては、商法上争いがあるが、仮にこれを肯定するとしても、商法に規定がある場合は、それが民法の規定に優先する。売主が売買契約の履行のために、運送人に運送人に買主の住所地までの目的物の送付を依頼し、買主を受取人と指定した場合、売買契約が無効であっても、買主は運送人に対して目的物の引渡しを請求でき、運送人は受取人に引き渡せば免責される。

正しい。原因関係（対価関係）の瑕疵は、第三者のためにする契約における要約者の動機の錯誤の問題であり、原則として契約の効力に影響を及ぼしません。そのため、受益者である買主の目的物引渡請求権にも影響がありません。諾約者である運送人としても、他人間の契約上のトラブルに巻き込まれることなく、受益者に対して履行すれば免責される方が、ありがたいのです。